



# R6.1.1 能登半島地震

## 住宅・敷地補修、ブロック塀除却 支援実施

令和6年1月1日発災の能登半島地震において、市内では300軒を超える住宅等が被災しています。

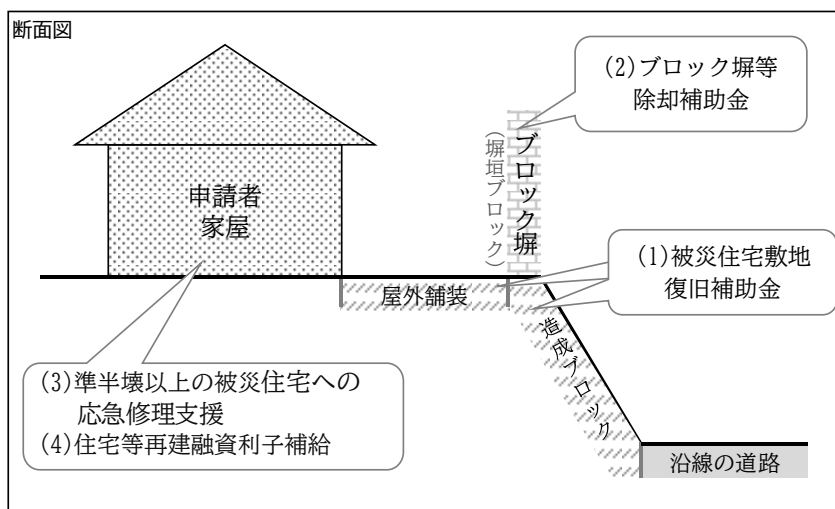
市では、国県の制度を活用して準半壊以上の住宅へのかさ上げ支援及び、市単独の緊急支援として敷地補修とブロック塀の除却の補助を実施することといたしました。

つきましては、市民からのお問い合わせ等に合わせて広く周知いただきますとともに、積極的に制度利用していただけるよう、会員皆様への周知をお願いいたします。

- |                             |         |                    |
|-----------------------------|---------|--------------------|
| (1) 被災住宅敷地復旧補助金             | 【建設課】   | } 1月17日(水)<br>受付開始 |
| (2) ブロック塀等除却補助金             | 【都市政策課】 |                    |
| (3) 罹災証明で準半壊以上の被災住宅への応急修理支援 | 【都市政策課】 |                    |

[検討中] (4) 令和6年能登半島地震 住宅等再建融資利子補給

※各制度は、準備ができれば市ホームページ（地震に関する情報ページ）でお知らせしてまいります。



以上、会員各位にご周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

問合せ 産業部 建設課 管理住宅係 025-552-1511(内線 2364)  
都市政策課 都市計画係 025-552-1511(内線 2375)



# 令和6年能登半島地震における被災住宅並びに住宅敷地に係る支援制度

## ■被災住宅

○被害を受けた住宅の応急修理を行う場合の支援

	国制度 (救助法に基づく既存制度)	県独自制度 (新設)	市独自制度 (新設)
目的	日常生活に必要不可欠な最小限度の部分の応急的な修理に対して支援し、被災者の速やかな生活再建を図ることを目的とする		
対象市町村	災害救助法適用市町村 (14市町)		
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>罹災証明を受け住家が大規模半壊、中規模半壊、半壊又は準半壊し、<u>自らの資力では応急修理ができない方</u></li> <li>※<u>応急修理を行い居住する方</u></li> <li>※<u>一部損壊は対象外</u></li> <li>※住家が全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能な場合は支援の対象となります</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>罹災証明を受け住家が大規模半壊、中規模半壊、半壊又は準半壊した方</li> <li>※<u>県単事業は資力制限なし</u></li> <li>※<u>応急修理を行い居住する方</u></li> <li>※<u>一部損壊は対象外</u></li> <li>※住家が全壊の場合でも、応急修理を実施することにより居住が可能な場合は支援の対象となります</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県と同様</li> <li>※<u>県と同様</u></li> <li>※<u>応急修理を行い居住する方</u></li> <li>※<u>一部損壊は対象外</u></li> <li>※<u>県と同様</u></li> </ul>
費用の限度額	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模半壊 70.6万円</li> <li>中規模半壊 70.6万円</li> <li>半壊 70.6万円</li> <li>準半壊 34.3万円</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模半壊 <u>100万円</u></li> <li>中規模半壊 <u>50万円</u></li> <li>半壊 <u>50万円</u></li> <li>準半壊 <u>30万円</u> (国制度に加算)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>大規模半壊 <u>100万円</u></li> <li>中規模半壊 <u>50万円</u></li> <li>半壊 <u>50万円</u></li> <li>準半壊 <u>30万円</u> (国県制度に加算)</li> </ul>
対象範囲	日常生活に必要不可欠な部分(居室、炊事場、便所等)	日常生活に必要不可欠な部分+準じる部分	県と同様
申込完了期限	申請期限 令和6年3月29日(金) 完了期限 令和6年12月31日(火)		

【応急修理の工事例】(準半壊以上) ※一部損壊は対象外

- ・屋根の補修、柱の家起こし、破損した柱梁等の構造部材の取替、基礎の補修
- ・建具(ガラス、玄関扉など)、給排気設備の取替、上下水道配管の補修、電気・ガス・電話等の配管・配線の補修(エアコンなどの家電製品は対象外)、便器、浴槽等の衛生設備の取替など

◆連絡先 糸魚川市 産業部 都市政策課 都市計画係 TEL552-1511 (内線 2374)

## ■住宅敷地

### ○被災住宅敷地復旧補助金

- ・対象物 住宅敷地内の造成ブロック及び屋外舗装等
    - 要件 市が現地を確認し指定した工事
    - 定義 造成ブロック・・・敷地を形成するための擁壁等  
屋外舗装・・・コンクリート、アスファルト、インターロッキングなど
  - ・対象者 補助対象物の所有者又は管理者
  - ・対象経費 補助対象物の補修又は補強に要した経費
  - ・補助率 補助対象経費の1/2 上限30万円（千円未満切り捨て）
  - ・申請及び工事期間 申請期限 令和6年3月29日(金)  
完了期限 令和6年12月31日(火)
- ◆連絡先 糸魚川市 産業部 建設課 管理住宅係 TEL552-1511（内線2364）

### ○ブロック塀等除却補助金

- ・対象物 道路、通学路、公園、公共の用に供する施設に面する、高さ1m以上のブロック塀等
    - 定義 ブロック塀等・・・補強コンクリートブロック造、コンクリートパネル造、石造、レンガ造、その他これらに類する塀、門柱
  - ・対象者 補助対象物の所有者又は管理者
  - ・対象経費 ブロック塀等の全て若しくは1m未満にする工事の除却費  
※地震により崩壊したブロック塀等の撤去費は含まない
  - ・補助率 補助対象経費の1/2 上限10万円（千円未満切り捨て）
  - ・申請及び工事期間 申請期限 令和6年3月29日(金)  
完了期限 令和6年12月31日(火)
- ◆連絡先 糸魚川市 産業部 都市政策課 都市計画係 TEL552-1511（内線2372）

## ■被災住宅等復旧資金支援

### ○令和6年能登半島地震住宅等再建融資利子補給(予定)

- ・目的 被災者の速やかな生活再建を支援するとともに、市外への流出を防ぐ
- ・対象者 罹災証明又は被災証明を受けた方
- ・金融機関 市内金融機関又は住宅金融支援機構
- ・限度額 ①住宅の建設・購入 1件あたり 15,000,000円まで  
②住宅及び住宅敷地の補修 1件あたり 7,500,000円まで
- ・補給額 金融機関等に支払う5年分の利子相当額を補給
- ・支給方法 5年間分の利子相当額を一括支給

## 糸魚川市 ブロック塀等除却補助金

大阪府北部地震(H30)によるブロック塀倒壊事故を受け、標記補助制度を創設しています。能登半島地震(R6.1.1)において、市内住宅等に設置されているブロック塀の一部損壊と変形等が見受けられたことから、そのブロック塀等の除却を促すため、緊急的に補助事業を実施します。

- 受付期間 令和6年1月17日(水)から令和6年3月29日(金)まで  
○工事期間 交付決定後から令和6年12月31日(火)まで

## 制度の概要

## 1 対象物

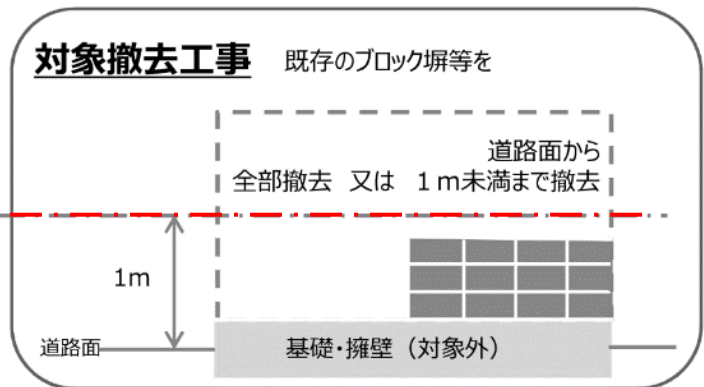
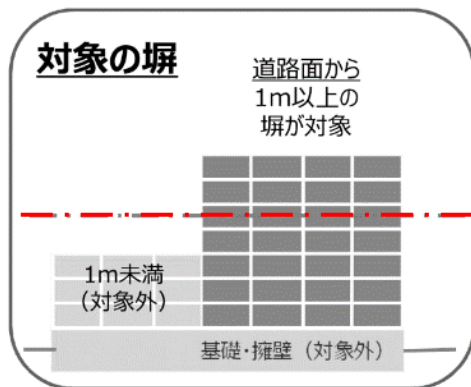
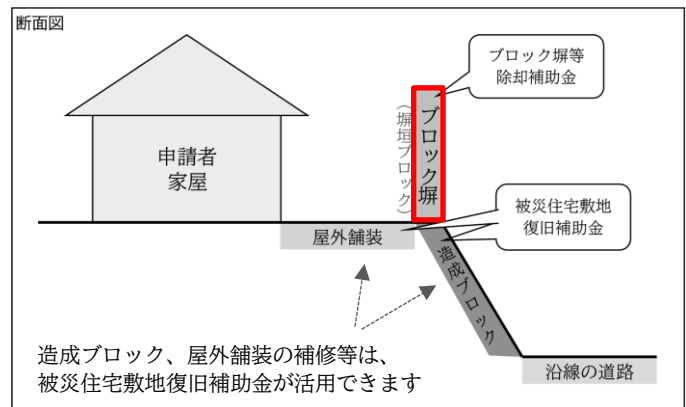
市内に設置されているコンクリートブロック・コンクリートパネル・石材・レンガ等でできた、高さ1メートル以上の塀や門柱

## 2 対象者

対象物の所有者又は管理する者  
(市税等を滞納していない者)

## 3 撤去工事 次の(1)、(2)を満たす工事

- (1) 道路、通学路、公園、その他公共の用に供する施設に面するブロック塀を全て除却または高さ1メートル未満にする工事であること。  
(2) 市内に本支店を置く業者が施工すること



## 4 補助金

対象物の除却費用の2分の1 上限10万円 (千円未満は切り捨て)

お問い合わせ先

糸魚川市 産業部 都市政策課 都市計画係

〒941-8501 糸魚川市一の宮1-2-5

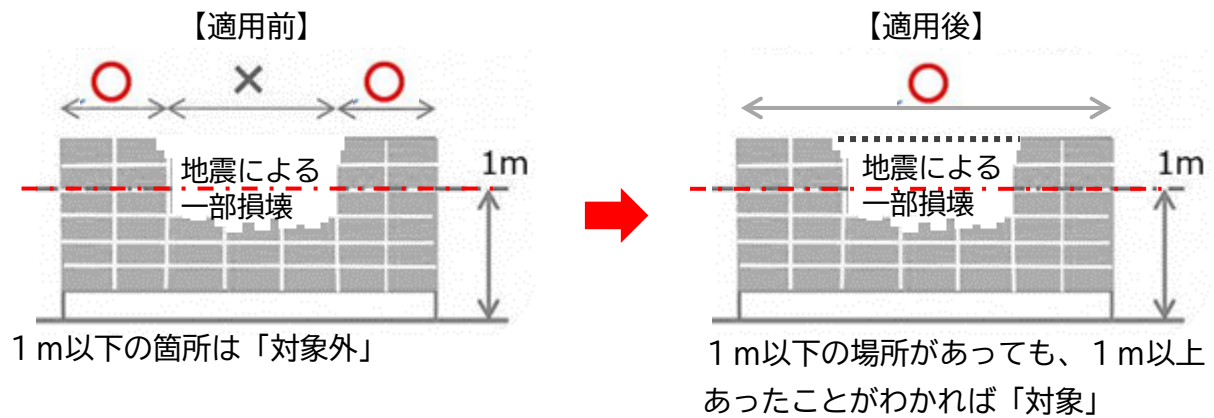
電話番号 (025)552-1511 FAX (025)552-7372

E-mail toshi@city.itoigawa.lg.jp



能登半島地震における一部損壊箇所の適用拡大範囲（図解）

（令和6年度中のみ）



【補足】



全部損壊により、倒壊の危険がないブロックは1 m以下として「対象外」

## 被災住宅敷地復旧補助金

能登半島地震で被災した住宅敷地について、造成ブロック等の復旧に要する経費を助成するものです。

【受付期間】 令和6年1月17日(水)から令和6年3月29日(金)まで  
 【工事期間】 交付決定後から令和6年12月31日(火)まで

## 【制度の概要】

区分	説明	
対象物	住宅敷地内の造成ブロック及び屋外舗装 ※事業所は対象外 造成ブロック…住宅敷地を形成する擁壁、石積み 等 屋外舗装 …コンクリート、アスファルト、インターロッキングブロック 等	
対象者	住宅敷地の所有者または管理者で、復旧工事を行う者 ※借地の場合、敷地の所有者から同意を得て、居住者が行う復旧工事を含む。	
対象経費	対象物の補修及び補強に要する経費（税込10万円以上の復旧工事）	
補助条件	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市が現地を確認した住宅敷地（被災状況の確認）</li> <li>・今回の地震発生後に工事着手したものを含む。（交付決定前の工事着手可）</li> </ul>	
補助金	対象経費(税込)の1/2 上限30万円（千円未満は切り捨て）	
問合せ先	糸魚川市 産業部 建設課 管理住宅係 電話 025-552-1511（内線2364） メールアドレス kanri@city.itoigawa.lg.jp 糸魚川市の専用HP（ホーム>暮らし>消防・防災>地震に関する情報） →	2次元 コード

## 【イメージ図】 ※裏面に平面図

